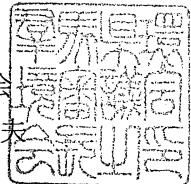




(環審)

平成 24 年 6 月 19 日

群馬県環境審議会水質部会長 様

群馬県環境審議会
会長 赤岩英夫利根川水系におけるホルムアルデヒドによる利水障害に関する
今後の措置について（付託）

このことについて、別紙のとおり諮問がありましたので、水質部会に付託します。
なお、当事案については、群馬県環境審議会条例第 8 条第 5 項の規定に基づき、同部会の議決をもって本審議会の決議とします。





環保第3112-1号
平成24年 6月18日

群馬県環境審議会長様

群馬県知事 大澤正明
(環境保全課)

利根川水系におけるホルムアルデヒドによる利水障害に関する今後の措置について(諮問)

平成24年5月に利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出された事案に関し、本県独自の取り組み方針について、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

[諮問理由]

平成24年5月に発生した本事案については、原因物質とされているヘキサメチレンテトラミンが水質汚濁防止法の規制対象外であり、また、原因物質と類似した挙動を示す他の化学物質も多数存在すると言われている。

この他、原因物質は産業廃棄物として排出され、排出者と処理受託者の間での情報伝達が不十分であったことなど、問題は他法令にも係わる広がりを持っている。

現在、本事案に関して6月14日に国の検討会が開催されるなど、国において対策が検討されているところであります、国の動向を注視しつつ、首都圏の水源県でもある本県において、独自の取り組みについて検討を行う必要がある。

このため、本事案の発生を受けた本県独自の取り組み方針について、貴審議会の意見を求めるものである。

